

I 市の自然条件

1 地形、地質

本市は、知多半島の西北端に位置し、名古屋市南部と接し、西は伊勢湾に面している。東は犬伏市及び東浦町、南は知多市と接していて、東西8.06キロメートル、南北10.97キロメートル、面積43.43平方キロメートルで、平坦部とゆるやかな丘陵地により形成され、西部の名古屋南部臨海工業地帯と旧来からの住宅地との間の丘陵地は緩衝緑地帯の役割を果たして南北に伸び、東部の旧住宅地、農耕地及び丘陵地は新市街地として発展を続けている。

臨海工業地帯の地盤は、あらい砂層と砂泥層から成っていて堅い鮮新世（地質区分では約200万年前）が露出しているところもある位で、全体の基礎地盤は水深5メートルから10メートルのたな状で、粘土質がほとんどなく地盤沈下の心配はない。

2 気候

県の南部に位置している本市は、夏は高温多湿で冬は伊吹おろしの強い季節風が吹き、空気が乾燥し、梅雨、秋雨の時期は降雨量も多く、四季のはっきりした気象条件である。

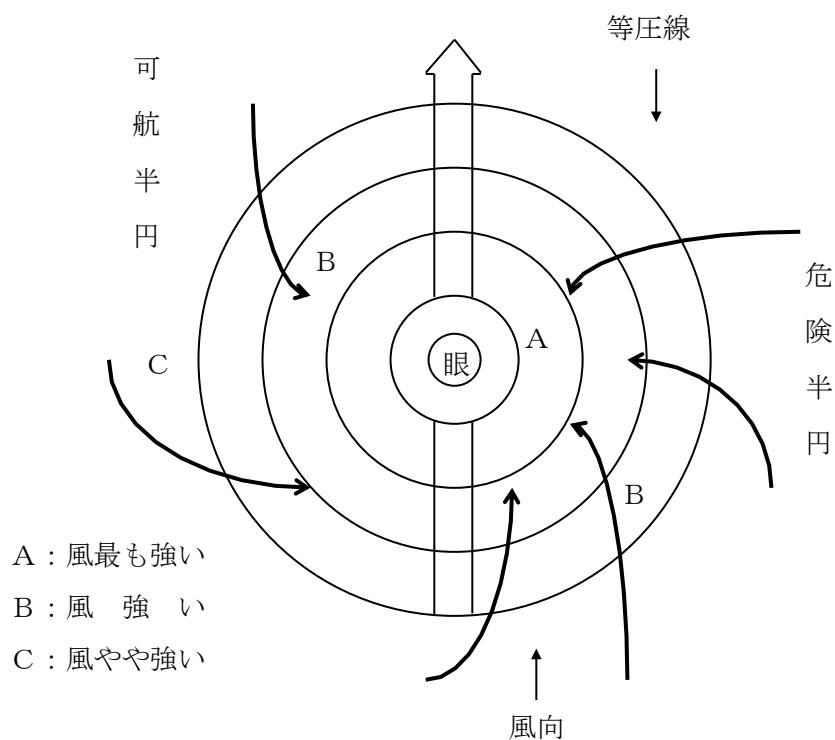
II 災 害

1 風水害

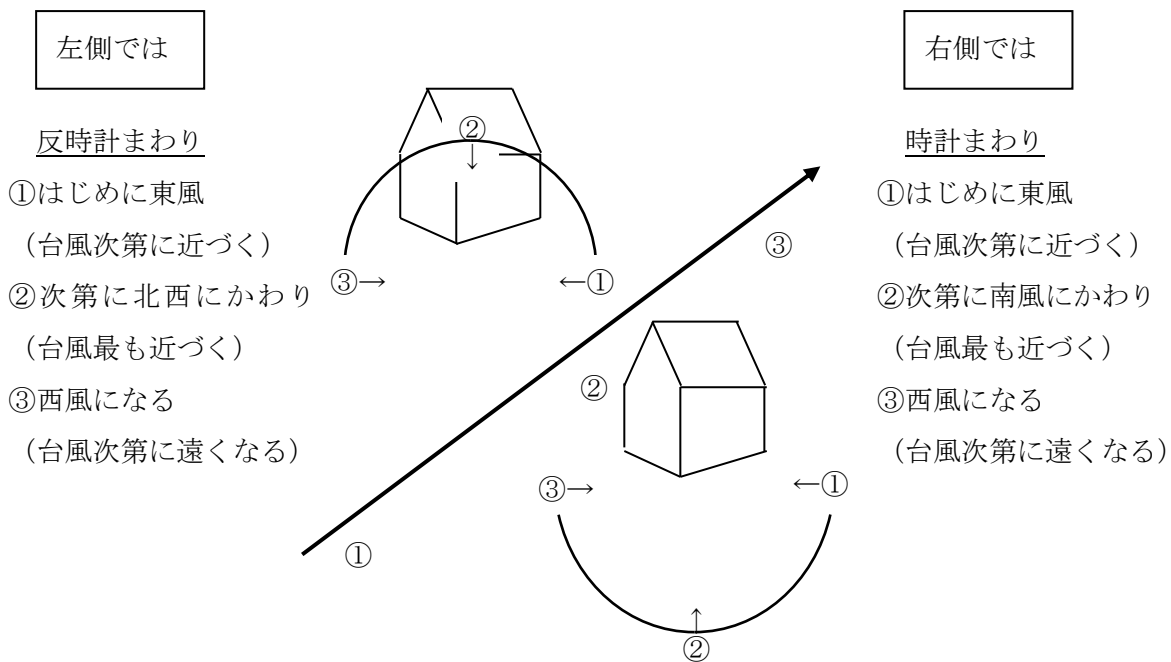
(1) 台風の大きさと強さの分類（名古屋地方気象台）

大きさによる階級		強さによる階級	
階級	風速 15m/s 以上の半径	階級	最大風速
		強い	33m/s 以上 44m/s 未満
大型 (大きい)	500 km以上 800 km未満	非常に強い	44m/s 以上 54m/s 未満
超大型 (非常に大きい)	800 km以上	猛烈な	54m/s 以上

(2) 台風と風（名古屋地方気象台）



※ 台風の進路によって、風向の変わり方も異なる。



※ 台風の進路付近では、台風の通過と同時に風向きは反対になり猛烈な吹き返しがある。

(3) 本市における主な災害発生記録

年月日	種 別 (名 称)	雨 量		被 害 状 況	非常配備の 状 況
		総雨量 (mm)	時間最大 雨量 (mm)		
昭和 54 (1979) 9.30～10.1	台風 16 号	7.0	2.5	軽傷者 1 公共施設 98 その他 14	第 3
昭和 54 (1979) 10.19	台風 20 号	78.0	10.0	床下浸水 17 一部破損 1 農作物 1.5ha 公共施設 46	第 3
昭和 57 (1982) 8.1～2	台風 10 号	192.0	31.5	住家半壊 1 一部破損 3 床上浸水 3 床下浸水 64 土砂流入 7 農作物 3.19ha 公共施設 56	第 3
昭和 58 (1983) 9.28	台風 10 号	176.5	58.0	床上浸水 40 床下浸水 248 農地冠水 公共施設 63	第 3
昭和 59 (1984) 7.8	大 雨	82.5	28.5	床上浸水 40 床下浸水 76 公共施設 13	第 2
昭和 60 (1985) 6.30～7.1	台風 6 号	62.5	11.0	公共施設 5	第 3
昭和 62 (1987) 9.25	大 雨	109.0	59.0	床上浸水 22 床下浸水 126 農作物 1.6ha 公共施設 50	第 1
昭和 62 (1987) 10.16～17	台風 19 号	10.0	2.5	住家一部破損 1 公共施設 4 倒木等 111 その他 55	第 3
平成 2 (1990) 9.17～18	台風 19 号に 伴う大雨	280.0	65.0	床上浸水 10 床下浸水 31 公共施設 8 その他 57	第 2
平成 2 (1990) 9.19～20	台風 19 号	54.0	17.5	負傷者 1 住家一部破損 6 床下浸水 3 公共施設 134 その他 143	第 3
平成 2 (1990) 9.30	台風 20 号	95.5	17.5	床上浸水 1 床下浸水 1 公共施設 4 その他 6	第 3
平成 3 (1991) 9.19	台風 18 号	198.0	47.5	床上浸水 7 床下浸水 101 公共施設 8 その他 115	第 2
平 3 (1991) 9.27～28	台風 19 号	5.5	3.5	公共施設 3 倒木 2ヶ所 11本	第 3

年月日	種 別 (名 称)	雨 量		被 害 状 況	非常配備の 状 況
		総雨量 (mm)	時間最大 雨量 (mm)		
平成 6 (1994) 9. 17	大雨	216. 0	65. 0	床上浸水 9 床下浸水 67 公共施設 5	
平成 10 (1998) 9. 22	台風 7 号	13. 5	6. 0	負傷者 1 公共施設 11 倒木 70 停電 16, 000 その他 179	第 3
平成 10 (1998) 10. 18	台風 10 号	18. 0	5. 5	倒木 46 その他 12	第 1
平成 11 (1999) 9. 14～15	台風 16 号	173. 0	47. 0	床上浸水 1 床下浸水 13 その他 24	第 3
平成 12 (2000) 9. 11～12	東海豪雨 (大雨)	588. 5	114. 0	床上浸水 550 床下浸水 563 その他 272	第 4
平成 13 (2001) 9. 10～11	台風 15 号	120. 5	21. 0	護岸崩壊 1 その他 3	第 3
平成 15 (2003) 8. 8～ 9	台風 10 号	74. 5	19. 5	倒木 50 その他 43	第 3
平成 16 (2004) 6. 21	台風 6 号	39. 0	12. 5	軽傷者 1 その他 86	第 3
平成 16 (2004) 8. 30～31	台風 16 号	5. 0	2. 0	倒木・その他 21	第 3
平成 16 (2004) 9. 7～ 8	台風 18 号	2. 0	1. 0	倒木・その他 7	第 3
平成 16 (2004) 10. 8～ 9	台風 22 号	95. 5	39. 0	床下浸水 3 その他 6	第 3
平成 16 (2004) 10. 19～20	台風 23 号	88. 0	19. 5	倒木・その他 80	第 3
平成 19 (2007) 7. 14～15	台風 4 号	155. 0	17. 0	倒木・その他 33	第 3
平成 21 (2009) 10. 7～8	台風 18 号	208. 0	77. 5	住家全壊 1 住家半壊 1 住家一部破損 6 床上浸水 40 床下浸水 81	第 3
平成 25 (2013) 9. 15～16	台風 18 号	83. 0	16. 5	倒木・その他 26	第 3
平成 26 (2014) 8. 9～10	台風 11 号	80. 0	10. 0	負傷者 1 倒木・その他 6	第 2
平成 30 (2018) 9. 4	台風 21 号	83. 0	19. 0	軽傷 1 倒木・その他 80 停電 11, 100	第 3
平成 30 (2018) 9. 30～10. 1	台風 24 号	60. 5	21. 5	倒木・その他 36	第 3 避難勧告 (高潮) 発令
令和元 (2019) 7. 22	集中豪雨	77. 5	43. 5	床上浸水 12 床下浸水 13 車水没・その他	非常配備 縦鼻体制

2 地震災害

(1) 気象庁震度階級関連解説表（抜粋）

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

(2) マグニチュード (M) と地震の程度

マグニチュード (M)	地震の程度	過去の大地震	
2 以下	・高倍率の地震計に記録されるが、人体には感じない ・震源が極めて浅い場合には、まれに人体に感じる		
3 ～ 4	・震源が浅い場合には、人体に感じることもある		
4 ～ 6	・被害が生ずることはほとんどない ・時々感じる地震の大部分はこの程度のもの ・日本付近で1年に100回くらい発生		
6 ～ 7	・内陸で起きると(とくに震源が浅いとき)かなりの被害を生ずることがある ・震源が海底で浅い場合には小さな津波が発生する ・日本付近で1年に10回くらい発生	三河地震 (M6. 8) 長野県西部地震 (M6. 8) 新潟県中越地震 (M6. 8) 能登半島地震 (M6. 9) 新潟県中越沖地震 (M6. 8) 長野県神城断層地震 (M6. 7) 島根県西部地震 (M6. 1) 大阪府北部地震 (M6. 1) 北海道胆振東部地震 (M6. 7) 山形県沖地震 (M6. 7)	昭 20 (1945). 1. 13 昭 59 (1984). 9. 14 平 16 (2004). 10. 23 平 19 (2007). 3. 25 平 19 (2007). 7. 16 平 26 (2014). 11. 22 平 30 (2018). 4. 9 平 30 (2018). 6. 18 平 30 (2018). 9. 6 令 1 (2019). 6. 18
7 ～ 8	・かなりの大地震 ・内陸で起きると大被害を生ずる ・震源が海底で浅い場合には津波が発生 ・日本付近で1年に1回位発生	関東地震 (M7. 9) 東南海地震 (M7. 9) 宮城県沖地震 (M7. 4) 日本海中部地震 (M7. 7) 北海道南西沖地震 (M7. 8) 兵庫県南部地震 (M7. 3) 鳥取県西部地震 (M7. 3) 岩手・宮城内陸地震 (M7. 2) 熊本地震 (M7. 3)	大 12 (1923). 9. 1 昭 19 (1944). 12. 7 昭 53 (1978). 6. 12 昭 58 (1983). 5. 26 平 5 (1993). 7. 12 平 7 (1995). 1. 17 平 12 (2000). 10. 16 平 20 (2008). 6. 14 平 28 (2016). 4. 16
8 ～ 8. 5	・第1級の地震 ・内陸で起きると最大級の災害 ・震源が海底で浅い場合には大津波 ・日本付近で10年に1度くらい発生	濃尾地震 (M8. 0) 三陸沖地震 (M8. 1) 南海地震 (M8. 0) 十勝沖地震 (M8. 2) (M8. 0)	明 24 (1891). 10. 28 昭 8 (1933). 3. 3 昭 21 (1946). 12. 21 昭 27 (1952). 3. 4 平 15 (2003). 9. 26
8. 5 ～ 9	・最大級の地震 ・全世界を通じて、10年に1度くらいしか起こらない	明治三陸地震 (M8. 25)	明 29 (1896). 6. 15
9 以上	・超巨大大地震 ・地震観測史上で1度しか発生していない	東北地方太平洋沖地震 (M9. 0)	平 23 (2011). 3. 11

(3) 日本における主な地震災害

年 月 日	地 震 名	規模	地 域	被 害 等
明治 5. 3. 14 (1872)	浜田地震	7.1	石見、出雲	死者 552 全壊 4,762 山くずれ 6,567
明治 24. 10. 28 (1911)	濃尾地震	8.0	岐阜、愛知	死者 7,273 全壊 142,177 半壊 80,184 山くずれ 1 万余
明治 29. 6. 15 (1896)	三陸地震津波	7.6	三陸沖	死者 27,122 流失全半壊 8,891 船の被害 7,032 (最大波高 24.4m)
大正 12. 9. 1 (1923)	関東大地震	7.9	関東南部	死者 99,331 行方不明 43,476 全壊 128,266 半壊 126,233 焼失 447,128 山くずれ等多数
昭和 2. 3. 7 (1927)	北丹後地震	7.3	京都府北西部	死者 2,925 全壊 12,584 焼失 3,711
昭和 5. 11. 26 (1930)	北伊豆地震	7.3	伊豆北部	死者 272 全壊 2,165 山くずれ多数
昭和 8. 3. 3 (1933)	三陸地震津波	8.1	三陸沖	死者 3,008 流失 4,034 倒壊 1,817 浸水 4,018 船舶流失 7,303 (最大波高 25.0m)
昭和 18. 9. 10 (1943)	鳥取地震	7.2	鳥取市付近	死者 1,083 全壊 7,485 半壊 6,158
昭和 19. 12. 7 (1944)	東南海地震	7.9	東海道沖	死者 998 全壊 26,130 半壊 46,950 流失 3,059 (最大波高 10.0m)
昭和 20. 1. 13 (1945)	三河地震	6.8	愛知県南部	死者 2,306 全壊 7,221 半壊 16,555 非住家全壊 9,187
昭和 21. 12. 21 (1946)	南海地震	8.0	南海道沖	死者 1,330 行方不明 102 全壊 11,591 半壊 23,487 流失 1,451 浸水 33,093 焼失 2,598 船舶破損流失 2,991 (最大波高 6m)
昭和 23. 6. 28 (1948)	福井地震	7.1	福井平野	死者 3,848 行方不明 10 倒壊 36,184 半壊 11,816 焼失 3,851
昭和 27. 3. 4 (1952)	十勝沖地震	8.2	十勝沖	死者 28 行方不明 5 全壊 815 破壊 1,324 流失 91

年 月 日	地 震 名	規模	地 域	被 害 等
昭和 35. 5. 23 (1960)	チリ地震津波	8. 5	チリ沖	死者 119 行方不明 2 全壊 1, 571 半壊 2, 183 流失 1, 259 (最大波高 6m)
昭和 39. 6. 16 (1964)	新潟地震	7. 5	新潟沖	死者 26 全壊 1, 960 半壊 6, 640 浸水 15, 298 船舶・道路被害多数 (最大波高 5m)
昭和 43. 5. 16 (1968)	1968 十勝沖地震	7. 9	青森県東方沖	死者 49 行方不明 3 全壊 529 半壊 3, 004 山くずれ多数 (最大波高 5m)
昭和 53. 6. 12 (1978)	宮城県沖地震	7. 4	宮城県沖	死者 28 負傷者 1, 325 全壊 1, 183 半壊 5, 574 道路破損 888 山くずれ等 529
昭和 58. 5. 26 (1983)	日本海中部地震	7. 7	秋田県沖	死者 104 負傷者 163 全壊 934 半壊 2, 115 一部破損 3, 258 流失 52 船舶沈没 255 流失 154 破損 1, 187
昭和 59. 9. 14 (1984)	長野県西部地震	6. 8	長野県西部	死者 29 負傷者 10 全壊・流失 14 半壊 73 一部破損 565 道路損壊 258
平成 5. 1. 15 (1993)	釧路沖地震	7. 5	釧路沖	死者 2 負傷者 967
平成 5. 7. 12 (1993)	北海道南西沖地震	7. 8	北海道南西沖	死者 202 行方不明 29 負傷者 321 (最大波高 10m)
平成 6. 10. 4 (1994)	北海道東方沖地震	8. 2	北海道東方沖	負傷者 437 全壊 61 半壊 348 一部損壊 7, 095
平成 6. 12. 28 (1994)	三陸はるか沖地震	7. 6	三陸はるか沖	死者 3 負傷者 787 全壊 72 半壊 429 一部破損 9, 021
平成 7. 1. 17 (1995)	兵庫県南部地震	7. 3	淡路島	死者 6, 308 行方不明 2 負傷者 43, 177 全壊 100, 302 半壊 108, 741 一部破損 227, 37
平成 13. 3. 24 (2001)	2001 芸予地震	6. 7	安芸灘	死者 2 負傷者 288 全壊 70 半壊 774
平成 15. 5. 26 (2003)	宮城県沖地震	7. 1	宮城県沖	負傷者 174 全壊 2 半壊 21
平成 15. 7. 26 (2003)	宮城県北部地震	6. 4	宮城県北部	負傷者 677 全壊 1, 276 半壊 3, 809
平成 15. 9. 26 (2003)	2003 十勝沖地震	8. 0	釧路沖	行方不明 2 負傷者 849 全壊 116 半壊 368 (最大波高 2. 55m)

年 月 日	地 震 名	規模	地 域	被 害 等
平成 16. 10. 23 (2004)	新潟県中越地震	6. 8	新潟県中越	死者 40 負傷者 2, 999 全壊 2, 632 半壊 8, 741 一部破損 79, 321
平成 17. 3. 20 (2005)	福岡県西方沖地震	7. 0	福岡市沖 玄界灘	死者 1 負傷者 712 全壊 454 半壊 1, 029
平成 19. 3. 25 (2007)	能登半島地震	6. 9	石川県能登	死者 1 負傷者 356 全壊 686 半壊 1, 740
平成 19. 7. 16 (2007)	新潟県中越沖地震	7. 0	新潟県中越沖	死者 15 負傷者 2, 346 全壊 1, 331 半壊 5, 710 一部破損 37, 633
平成 20. 6. 14 (2008)	岩手・宮城内陸地震	7. 2	東北地方	死者 17 行方不明者 6 負傷者 426 全壊 30 半壊 146
平成 21. 8. 11 (2009)	駿河湾地震	6. 5	静岡県駿河湾	死者 1 負傷者 319 半壊 6 一部破損 8, 672
平成 23. 3. 11 (2011)	東北地方太平洋沖地震	9. 0	三陸沖	死者 19, 667 行方不明者 2, 566 負傷者 6, 231 全壊 121, 783 半壊 280, 965 一部破損 745, 162
平成 26. 11. 22 (2014)	長野県神城断層地震	6. 7	長野県北部	負傷者 46 全壊 77 半壊 137 一部破損 1, 626
平成 28. 4. 16 (2016)	熊 本 地 震	7. 3	熊本県熊本地方	死者 272 負傷者 2, 808 全壊 8, 668 半壊 34, 720 一部破損 162, 562
平成 28. 10. 21 (2016)	鳥 取 中 部 地 震	6. 6	鳥取県中部	負傷者 32 全壊 18 半壊 312 一部破損 15, 095
平成 28. 11. 22 (2016)	福 島 県 沖 地 震	7. 4	福島県沖	負傷者 21 一部破損 9
平成 28. 12. 28 (2016)	茨 城 県 北 部 地 震	6. 3	茨城県北部	負傷者 1 一部破損 25
平成 30. 4. 9 (2018)	島 根 県 西 部 地 震	6. 1	島根県西部	負傷者 9 全壊 18 半壊 57 一部破損 558
平成 30. 6. 18 (2018)	大阪府北部地震	6. 1	大阪府北部	死者 6 負傷者 443 全壊 18 半壊 517 一部破損 57, 787
平成 30. 9. 6 (2018)	北海道胆振東部地震	6. 7	胆振地方中東部	死者 41 負傷者 749 全壊 415 半壊 1, 346 一部破損 8, 607
令和元. 6. 18 (2019)	山 形 県 沖 地 震	6. 7	山形県沖	負傷者 43 半壊 35 一部破損 1, 619
令和 6. 1. 1 (2024)	令和 6 年能登半島地震	7. 6	石川県能登地方	調査中

(4) 被害認定基準

被害区分		認定基準
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し死体を確認した者、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者 (重傷) 1 か月以上の治療を要する見込みの者 (軽傷) 1 か月未満の治療を要する見込みの者
住家の被害	(住家)	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	(棟)	一つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物(同じ宅地内にあるもので非住家として計上するに至らない小さい物置、便所、風呂場、炊事場)が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは切半して、それぞれを主屋の附属建物とみなす。
	(世帯)	生計を一にしている実際の生活単位をいう。(同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。 また、主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舍等を1世帯として取扱う。)
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	準半壊に至らない一部損壊	上記の全壊から準半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。 ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

被害区分		認定基準	
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができないものとする。	
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。	
非住家の被害	(非住家)	住家以外の建物で、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。なお、この被害は、全壊・半壊の被害を受けたもののみに記入する。	
	公共建物	役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。	
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
その他の被害	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。	
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。	
	畑の流失・埋没、畑の冠水	田の例に準ずる。	
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	
	道路		道路法（昭和27年（1952年）法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
		損壊	道路の全部又は一部の損壊、又は崩土により通行不能あるいは通行規制になったもの及び応急処置が必要なものとする。
		冠水	道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。
		(通行不能)	道路の損壊、冠水等により通行が不能になったものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋で全部又は一部が流失したもの及び損壊により応急修理が必要なものとする。	
	河川		河川法（昭和39年（1964年）法律第167号）が適用若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
		破堤	堤防等の決壊により水が堤内にあふれ出たものとする。
		越水	堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。
		その他	破堤や越水はしていないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。
	港湾・漁港	港湾法（昭和25年（1950年）法律第218号）第2条第5項及び漁港漁場整備法（昭和25年（1950年）法律第137号）第3条に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾・漁港の利用及び管理上主要な臨港交通のための施設で、利用に支障が生じる被害のあったものとする。	
	砂防	砂防法（明治30年（1897年）法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	
	崖くずれ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年（1969年）法律第57号）第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。	

被 害 区 分		認 定 基 準
	地 す べ り	地すべりによる災害で、地すべり等防止法（昭和３３年（１９５８年）法律第３０号）第２条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	土 石 流	土石流による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	清 掃 施 設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄 道 不 通	列車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被 害 船 舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	水 道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀のか所数とする。
罹 災 世 帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
罹 災 者		罹災世帯の構成員とする。
火 災 発 生	（ 火 災 ）	地震又は火山噴火の場合のみとすること。
	建 物	土地に定着する工作物のうち屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫、その他これらに類する施設をいい、貯蔵槽、その他これに類する施設を除く。
	危 険 物	消防法（昭和２３年（１９４８年）法律第１８６号）第１１条に起因する市町村長等が許可した製造所等。
	そ の 他	建物及び危険物以外のもの。
公 立 文 教 施 設		公立の文教施設をいう。
農 林 水 産 業 施 設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和２５年（１９５０年）法律第１６９号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
公 共 土 木 施 設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和２６年（１９５１年）法律第９７号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道及び公園とする。
そ の 他 の 公 共 施 設		公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば 庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ書きするものとする。		

被 害 区 分		認 定 基 準
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数		公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
そ の 他	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。